

議題 テーマ提言について

項目 今回の基準諮問会議における新規テーマの提案

提案者:金融庁

(テーマ)

金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて

(提案理由)

先に国会で成立した資金決済法等の一部改正法（令和元年法律第 28 号）では、いわゆる投資性 ICO（Initial Coin Offering：企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称）を金融商品取引法により規律することとし、各種規定の整備を行った。

具体的には、これまで流通する蓋然性が低いものとされ、第二項有価証券として分類されてきた金融商品取引法 2 条 2 項各号に規定されるいわゆる集団投資スキーム持分等について、分散型台帳技術等を活用する場合、株式等と同様に事実上流通し得ることを踏まえ、そのようなものを「電子記録移転権利」と定義し、第一項有価証券に含めることで原則として開示規制を課し、その業としての取扱いに第一種金融商品取引業の登録を求めることとした。なお、本改正法では、暗号資産により出資する集団投資スキーム持分が金融商品取引法の規制対象となることを明確化した。

また、投資性 ICO 以外の ICO トークンについては、資金決済法上の「暗号資産」に該当する範囲において、（発行者等が、保有者に対し何らかの義務を負っているものも含めて）引き続き資金決済法の規制対象となり、暗号資産交換業者向けの事務ガイドラインや自主規制団体の規則等で、利用者に対する情報の提供義務の内容に、発行者や事業に関する情報などを加えている。

そのような中で、本改正法は、衆・参両院において「ICO の会計処理等は、発行されるトークンの性質に応じて異なるものと考えられるため、国際的な議論を勘案しつつ、会計処理等の考え方について整理のうえ、ガイドラインの策定等の必要な対策を講ずること」との附帯決議が付されるなど、「電子記録移転権利」及び「暗号資産」に該当する ICO トークンに係る会計上の取扱いについて整備することが喫緊の課題であり、本テーマを提案した次第である。

(具体的内容)

1. 上述のように、金融商品取引法上の「電子記録移転権利」は、金融商品取引法 2 条 2 項各号に規定されるいわゆる集団投資スキーム持分等が分散型台帳技術等を利用しているものであり、既存の有価証券と性質を異にするものではない。このような「電子記録移転権利」を発行する場合や保有する場合などの会計処理についてご検討をいただきたい。

2. 他方、資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンについては、発行者が負う義務の有無・内容（金銭的評価など）や発行者以外に保証債務等を負う第三者の有無など、その仕組みは様々なものが考えられることから、その仕組みの類型的な整理が必要とも考えられる。こうしたことも踏まえ、類型を整理した上で、ICO トークンを発行する場合や保有する場合などの会計処理についてご検討をいただきたい。

## I. テーマアップの要件

1. テーマアップの要件に関する分析は次のとおりである。

(1) 広範な影響があるか。

今後、取引が広がった場合、広範な影響が生じる可能性がある。

(2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

(1) のとおり、広範な影響が生じる可能性があることを考慮すると、作成者、利用者、監査人のいずれにも一定のニーズが存在するものと考えられる。

(3) 会計実務における多様性はあるか。（多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。）

いわゆる ICO（セキュリティ・トークン・オファリングを含む。以下、単に「ICO」という。）に関する会計処理は国際的にも確立されておらず、取引が広がった場合、処理の多様性が生じる可能性がある。

(ICO により得た対価を、金融商品の発行とするか、収益として認識するか、負債を計上するか及び利益とするか等)

(4) 会計基準レベルのものではないか。

本提案は実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」に関連するテーマであると考えられるため、実務対応レベルとすることが考えられる。

(5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。

ICO については、取引の形態が様々であり、(3) に記載のとおり、会計処理は国際的にも確立されていないため、適時に実務対応報告等の開発を行うことは必ずしも容易でない可能性がある。

## II. 事務局対応案

2. 上記の分析のとおり、ICO については取引の形態が様々であり、会計処理は国際的にも確立されていないため、適時に実務対応報告等の開発を行うことは必ずしも容易でない可能性があるものの、取引が広がった場合、処理の多様性が生じる可能性があり、会計基準を開発するニーズがあるものと考えられる。
3. 実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」<sup>1</sup>では、結論の背景において「本実務対応報告において定めのない事項については、今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関連する実務の状況により、市場関係者の要望に基づき、別途の対応を図ることの可否を判断することになると考えられる。」とされており、仮想通貨（暗号資産）について実務対応報告第 38 号において明らかにした項目に加えて追加的な検討を行うことが想定されている。前項も踏まえ、ICO トークンの発行・保有等の会計処理の検討を企業会計基準委員会の新規テーマとして提言してはどうか。

以上

---

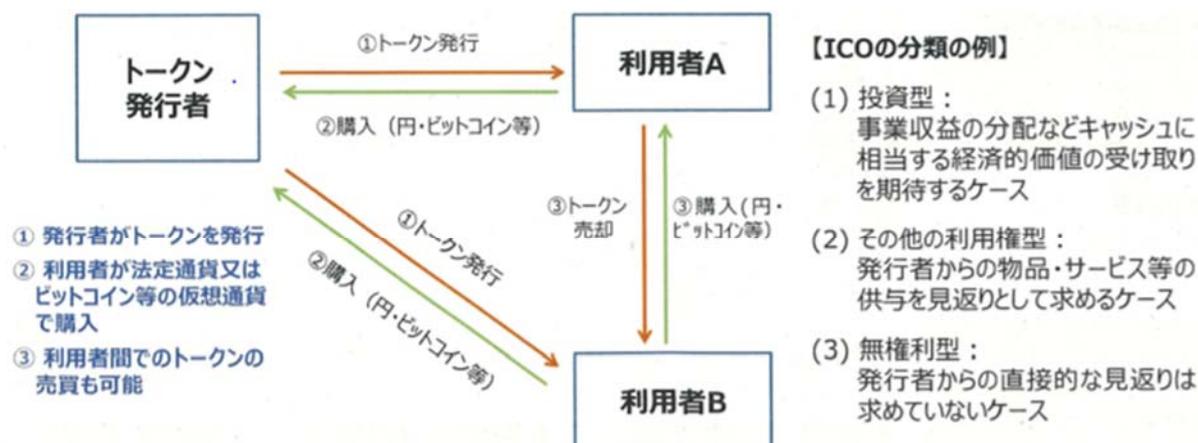
<sup>1</sup> 実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」では、「仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理」、「仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理」及び「開示」のみを取り扱っている。また、結論の背景において「本実務対応報告は、仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている。」とされている。

また、結論の背景において、企業が発行する仮想通貨について以下の記載がなされている。「企業が発行した仮想通貨に関する論点としては、例えば、対価を得て発行した仮想通貨について負債を計上するのか利益を計上するのか、自己に割り当てた仮想通貨を会計処理の対象とするのか等が考えられるが、公開草案における会計処理等の検討に際しては、自己以外の者により発行されている仮想通貨の会計処理についてのみ議論が行われており、自己の発行した仮想通貨の取引の実態とそこから生じる論点が網羅的に把握されていない状況にある。したがって、自己の発行した仮想通貨（発行した時点においては仮想通貨に該当しないが、その後仮想通貨に該当することとなったものを含む。）については、本実務対応報告の範囲から除外することとした。」

(参考)

## 1. ICO の概要

(金融庁「第11回仮想通貨交換業等に関する研究会」資料3 参考資料から引用)



(1) 金融庁が2018年12月に公表した「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書（以下「研究会報告書」という。）によれば、ICOについて、明確な定義はないが、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為を総称するものとされている。

(2) 研究会報告書によれば、ICOによる資金調達額に関する公的なデータは国内外に存在しないが、一部の民間情報サイト<sup>2</sup>のデータを引用し、2017年の全世界におけるICOによる資金調達額は約55億ドル、2018年は1月から10月末までで約167億ドルであるとされている。

(3) また、研究会報告書によれば、ICOは、その設計の自由度が高いことから様々なものがあると言われているが、トークン購入者の視点に立った場合には、以下のような分類が可能であるとされている。

- ① 発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるもの（投資型）
- ② 発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど、上記以外の債務を負っているとされるもの（その他権利型）
- ③ 発行者が何ら債務を負っていないとされるもの（無権利型）

<sup>2</sup> Coindesk 等の民間情報サイトが存在する。

## 2. 国際的な会計基準の動向

## (1) IASBにおけるICOの会計処理の検討の状況

- ① 2018年7月に、IASBは、暗号資産を基準開発プロジェクトに追加すべきかどうかについて議論したが、結論に至る十分な情報を有していないと判断し、IFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」）に対し、企業が暗号通貨を保有している場合の会計処理、及びICOの会計処理について、既存のIFRS基準の適用方法、及び基準開発の要否を検討するよう依頼することとした。
- ② 2018年9月に、IFRS-ICにおいて審議された。
- ③ 2018年11月に、IASBは、IFRS-ICからの提言を受け次の通り決定<sup>3</sup>している。

**暗号資産**

審議会は、暗号通貨の保有及びイニシャル・コイン・オファリングを会計処理するために企業が既存のIFRS基準をどのように適用する可能性があるのかに関して、IFRS解釈指針委員会（委員会）から提供された情報を検討した。

審議会は、暗号通貨の保有又はイニシャル・コイン・オファリングに関するプロジェクトを現時点では作業計画に追加しないことを決定した。その代わりに、審議会は暗号資産の動向をモニターすることを決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- ④ なお、2018年11月のIASBボード会議におけるアジェンダ・ペーパーにおいて、IASBスタッフは、ICOの会計処理について次の通り記載している。

1. IASBスタッフは、企業がICOをどのように会計処理を行うのかは、ICOにおける権利と義務に依存すると考えている。従って、適切な会計処理は取引によっても様々である。適切な会計処理を決定する第1のステップは、ICOの結果として企業に生じる義務を考察することを含む取引の分析である。
2. 義務を識別した後は、企業は、その取引がどのIFRS基準の範囲に含まれるのかを決定する。IASBスタッフは、企業がICOに適用する適切な認識及び測定の要求事項を決定するうえで考慮すべきIFRS基準は多くあると考えている。例えば、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IAS第32号「金融商品：表示」、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」がある。
3. 企業が、ICOが含まれるIFRS基準を決定できれば、当該基準の開示の要求事項を適用する。IAS第1号「財務諸表の表示」及びIFRS第7号「金融商品：開示」もまた、関連する開示の要求事項を含んでいる。

<sup>3</sup> 2018年11月のIASB Update（IASBスタッフが作成したIASBボード会議における暫定決定の要約）におけるICOの会計処理に関連する部分を抜粋して記載している。

## 資料(1)-2

- ⑤ 2019年11月のIASBボード会議におけるアジェンダ・ペーパーにおいて、IASBスタッフは、2018年11月以降のIASBスタッフの暗号資産の動向に関するモニタリングの状況を報告している。
- (2) フランス及びリトアニアにおいて、会計処理のガイダンスが公表されている。  
フランスにおけるガイダンスの内容は、以下のとおりである。
- ① 有価証券及び持分証券に似た特性を持つトークン：類似の金融商品の会計基準に従う。
  - ② 有価証券及び持分証券以外の特性を持つトークン：トークンのコミットメントと義務に基づき会計処理を行う（負債、収益、利益）。
- (3) 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、以下のフェーズに区分し、暗号資産に関連するリサーチを実施している。
- ① フェーズ1：利用内容、経済性、規制、傾向を検討し、現在のIFRSに対応されていない課題の有無を検証する。2019年末までにディスカッション・ペーパーを公表する。  
なお、EFRAGはフェーズ1について2019年9月4日にアウトリーチの実施を発表し、暗号資産の専門家に対して、以下の点を含んだ論点について、電話インタビューを2019年11月にかけて実施することとしている。
    - ・ICO等の取引を通じた発行
    - ・暗号資産の保有・投資活動及び支払サービス
    - ・暗号資産の管理・保管サービス
    - ・マイニング・サービス
  - ② フェーズ2：会計処理に関する解決方法を検討する（目標時期未定）。

以 上